

定期預金規定（期日指定定期・自動継続型）

第1条（預金の預入れ等）

この預金の預入れは1口1万円以上300万円未満とし、原則ローソン銀行ダイレクトを用いた当行に開設した普通預金口座からの振替えの方法により預け入れるものとします。

第2条（自動継続）

1. この預金は、当行所定の最長預入期限に自動的に期日指定定期預金として継続します。ただし、継続後の期日指定定期預金の元金額が当行所定の金額以上となる場合は、預入期間を3年としたスーパー定期預金として継続し、当行所定の「定期預金規定（スーパー定期・自動継続型）」が適用されます。継続された預金についても同様とします。
2. この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。
3. 継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限。以下同じ。）前の当行所定の日までにその旨を当行所定の方法により申し出てください。

第3条（預金の支払時期等）

1. この預金は、次に定める満期日以後に利息とともに支払います。この場合、元利金はローソン銀行ダイレクト利用規定で定めるお客さま名義の代表口座へ入金するものとします。
 - (1) 満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日（継続をしたときはその継続日の1年後の応当日）経過後、当該日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。
 - (2) 継続停止の申し出があり前号に定める満期日の指定がない場合、この預金は、最長預入期限を満期日とします。継続停止の申し出があった後、この預金の一部が解約されたときの残りの金額について満期日の指定のないときも同様とします。
2. 継続停止の申し出のない場合であって、この預金の一部についても満期日の指定がないときはこの預金の全部について、この預金の一部が解約されその残りの金額について満期日の指定および継続停止の申し出がないときはその残りの金額について、引き続き自動継続の取扱いをします。

第4条（利息）

1. この預金の利息は、継続日（解約するときは解約時）に預入日から最長預入期限（解約するときは満期日）の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算します。

- (1) 1年以上2年未満
当行所定の「2年未満」の利率
 - (2) 2年以上
当行所定の「2年以上」の利率（以下「2年以上利率」という）
2. 継続後の預金についても前項と同様の方法によります。
 3. 継続をする場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日にローソン銀行ダイレクト利用規定で定めるお客さま名義の代表口座へ入金するか、または元金に組み入れます。
 4. この預金を第5条第1項により預入日から預入日の1年後の応当日（継続をしたときは継続日からその継続日の1年後の応当日）までの間に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともにローソン銀行ダイレクト利用規定で定めるお客さま名義の代表口座へ入金するものとします。
 - (1) 6カ月未満
解約日における普通預金の利率
 - (2) 6カ月以上1年未満
2年以上利率×40%
 5. この預金は、1年を365日として日割で計算し、付利単位は1円、円未満は切り捨てます。
 6. この預金は、預入日の1年後の応当日を利息計算基準日とし、預入日または前回利息計算基準日から次の利息計算基準日の前日までの利息を(1)の方法により計算し、元金にこの利息を組み入れたものを次の計算における元金として計算します。ただし、継続をする場合の利息については第3項の定めに従うものとします。

第5条（預金の解約）

1. この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、預入日から預入日の1年後の応当日（継続をしたときは継続日からその継続日の1年後の応当日）前の解約はできません。
2. この預金を第3条第1項に基づく解約以外の方法で解約するときは、当行所定の方法によりお手続きください。

第6条（譲渡、質入れの禁止）

1. この預金は、譲渡または質入れすることはできません。
2. 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

第7条（保険事故発生時における預金者からの相殺）

1. 第3条第1項にかかわらず、この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
2. 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - (1) 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、ただちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - (2) 前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。
 - (3) 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
3. 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - (1) この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - (2) 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
4. 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。
ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

第8条（規定の準用）

本規定に定めのない事項については、当行の他の規定、規則等当行の定めるところによるものとします。当行の他の規定、規則等は、当行ホームページへの掲示、その他当行所定の方法により告知します。

第9条（規定の変更）

1. 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲示による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2020年4月1日現在)